

芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 芸術文化活動産業活用事業は、東アジア文化都市2022大分県のレガシーを継承し、文化の力で「地域」を創造するため、県内で県内芸術文化団体又はアーティストを活用した企画を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 「芸術文化活動産業活用事業費対象者リスト」又は大分市アーティストバンク専用ウェブサイト「POART/ポート」に登録された県内の芸術文化団体又はアーティスト（以下「活用団体等」という。）を活用した企画であること。
- (2) 県内で実施される企画であること。
- (3) 事業実施により主催者の収益（将来的収益を含む。）につながる企画であること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条に定める補助事業を企画・運営する主催者（法人又は個人事業主）とする。ただし、補助事業が本来の主たる業務とみなされる者（イベント企画・運営会社、施設管理者、芸術文化団体等）は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次のとおりとし、銀行振込を利用して支払った費用を原則とする。

- (1) 謝金
活用団体等に支払った出演料及び制作費又は借損料を補助対象経費とする。
- (2) 旅費
活用団体等に弁償した出演に必要な交通費を補助対象経費とする。
- (3) 広報費
イベントを行うに当たり、イベントの周知を目的としたフライヤー等の広告費用を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとし、補助金額については、円未満を切り捨てるものとする。なお、補助対象経費に対して本補助金以外の収入がある場合は、当該収入額を補助対象経費から除いた額により補助金額を算定する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業開始の30日前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 申請者の確認書類(法人登記簿、営業許可証又は開業届書の写し等)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定通知書を受理した日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 次の事項に該当する場合には、変更承認申請書(第5号様式)により知事の承認を受けること。
 - ア. 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)
 - イ. 補助事業を中止又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこと。
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定する知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20%以内の増減

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、補助事業実績報告書(第6号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業完了又は廃止の承認を受けた日から30日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第7号様式)
- (2) 収支精算書(第8号様式)
- (3) 補助対象経費にかかる支払証拠書類の写し
- (4) 実施状況を証する写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 規則第13条の規定する通知は、補助金額の確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は前条により補助金の額が確定し、補助金交付請求書(第10号様式)の提出後に交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表1

補助対象経費	補助限度額	補助率
(1) 謝金	5万円/人 かつ 10万円/団体	1/2以内
(2) 旅費	2千円/人 かつ 1万円/団体	
(1) + (2) の合計	5万円/人 かつ 10万円/団体	
(3) 広報費	10万円	
(1) ~ (3) の合計	20万円	

※「/人」と「/団体」は支払先となる活用団体等の数

補助金交付申請書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名

下記のとおり芸術文化活動産業活用事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、
芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 申請者の確認書類（法人登記簿、営業許可証又は開業届書の写し等）

(4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

事業の名称	
活用団体等名称	
実施時期	
場所・会場	
事業内容	①活用内容 ②事業規模（集客数、経済効果など）
事業実施までのスケジュール	

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入

項目	予算額	内訳・内容
補助金	円	
入場料収入		
その他収入		
小計		
自己負担金		
合計		

2 支出

項目	予算額	内訳・内容
謝金		
旅費		
広報費		
合計		

交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

殿

大分県知事

印

令和 年 月 日付で交付申請のあった芸術文化活動産業活用事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------------------------------|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件 | 芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第9条の規定による | |

（備考）要綱第9条の規定による変更承認申請書（第5号様式）に基づき、変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

変更承認申請書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった芸術文化活動産業活用事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので承認されるよう、芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1（変更・中止・廃止）を必要とする理由

2 変更事項及びその内容

3 添付書類

（1）第2号様式

（2）第3号様式

※ 変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった芸術文化活動産業活用事業費補助金について、下記のとおり実施したので、芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類とともに報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）
- (3) 補助対象経費にかかる支払証拠書類の写し
- (4) 実施状況を証する写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

事業の名称	
活用団体等名称	
実施時期	
場所・会場	
事業内容・成果	①事業内容 ②事業規模（集客数、経済効果など）
事業完了年月日	年 月 日

※ 事業の実施が確認できる写真、資料等を添付すること。

収支精算書

1 収入

項目	精算額	予算額	増減	内訳・内容
補助金	円	円	円	
入場料収入				
その他収入				
小計				
自己負担金				
計	円	円	円	

2 支出

項目	精算額	予算額	増減	内訳・内容
謝金				
旅費				
広報費				
計				

※1 予算額は収支予算書（第3号様式）に記載した金額を記載すること。変更承認申請書により変更した場合は、変更後の収支予算書（第3号様式）に記載した金額を記載すること。

※2 収入・支出の内訳・内容欄には、単価・人数・数量などを記載すること。

第9号様式（第11条関係）

補助金額の確定通知書

令和 年 月 日
第 号

殿

大分県知事

印

令和 年 月 日付提出された補助事業実績報告書に基づき、令和 年 月 日付 第 号による交付決定通知に係る補助金額については、下記のとおり確定したので、芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

金 _____ 円

第10号様式（第12条関係）

補助金交付請求書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

(住所)

印

令和 年 月 日付 第 号で補助金額の確定通知のあった芸術文化活動産業活用事業費補助金を下記のとおり交付されるよう、芸術文化活動産業活用事業費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 _____ 円

【振込先】

金融機関名：

支店名：

預金の種別： 普通 / 当座

口座番号：

(フリガナ)

預金の名義：